令和７年度決算に基づく北谷町財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、次のとおり公表します。

１　健全化判断比率　（単位：％）

比　　率	令和６年度	令和７年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	－	１３．６２	２０．００
連結実質赤字比率	－	－	１８．６２	３０．００
実質公債費比率	４．０	３．３	２５．００	３５．００
将来負担比率	－	－	３５０．００	

※備考

以下に掲げる場合には、「－」と表記する。

（１）　実質赤字額がない場合

（２）　連結実質赤字額がない場合

（３）　充当可能財源が将来負担額を上回る場合

２　資金不足比率　（単位：％）

対象会計	令和６年度	令和７年度	経営健全化基準
水道事業会計	－	－	２０．００
下水道事業会計	－	－	２０．００

※備考

資金不足額がない場合は、「－」と表記する。